

な道具であると確信していた。「古来名家」の不十分な骨格図を修正するために、彼は刑場の屍体の骨格を調査し、その成果を「人身連骨真形図」としてまとめた。安永10(1781)年に、この人骨図の模写を「造物余譚」に掲載した三浦梅園は、「根来連骨図」を「驗屍之先駆」として高く評価している。

根来東叔が人骨を観察していた時期に、日本における接骨術は飛躍的な進歩を遂げた。本道(内科)医療の場合と異なり、骨関節疾患や損傷において、骨、関節、筋、筋肉などに関する知識は極めて重要である。延享3(1746)年刊の『骨繼療治重寶記』で、この分野を切り開いた高志鳳翼は、古今の書物に精通していた。『黄帝内経』、『金匱要略』、『脉経』など計17種の医書の「古賢」を利用しながら「紅毛南蠻流の外療」にも目を向けた。しかし、彼にはそれだけでは十分ではなかった。

鳳翼は背骨についてより正確な理解を得るために、「山野にすてたる骸」の観察を勧め、多岐にわたる文献学と徹底的な「フィールドワーク」を提唱している。

このような変遷を見ると、18世紀前半の日本における亡骸の「観想」から「観察」や「驗屍」への移行は意外に容易なものであり、身体の「客体化」への素地は山脇東洋の「観臓」の前にすでに整っていたと言いうことができる。人体の「内景」に疑問を抱いた東洋による「腑分け」を研究方法のパラダイムシフトと捉えるのではなく、約1世紀前から次第に高まってきた人体の構造への関心と、医学界の動きやそれに対する反応まで含めた人体解剖への流れの一環として位置づけるべきである。

(平成30年12月六史学会合同例会)

国民優生法、優生保護法と精神科医

岡田 靖雄

わたしは、東京都立松沢病院で1962-63年とうけもった女の開放慢性病棟にいた患者一人が院内自由散歩中に性交しているのを何回か目撃されたので、この人の優生手術を申請した。当時の松沢病院で優生保護法につき議論されることはなかった。間もなく、精神分裂病ほかを同法が遺伝性精神病として明記していることが問題と感じて、1964年出版の編著『精神医療』では、この問題点を指摘した。笠松章はその教科書『臨床精神医学』(1959年)で、人工妊娠中絶と優生条項と本来別のものが同法につめこまれている問題点を指摘した。野田正彰は1973、74年の『朝日ジャーナル』で高等学校保健教科書中の記載をとりあげて、同法をきびしく批判した。

戦前国民優生法が立案されていく過程では、金子準二ほか、遺伝関係不明確、新治療法の出現、効果期待できない、家をこわす、などの理由をあげてはげしく批判した。ところが、1948年に成

立した優生保護法に対する精神科医の反対はなかった。優生手術に加担した者、また歴史を探究している者として、この点の解明が責務であると痛感している。

戦中戦後の精神病院の荒廃はひどかった。精神医学者は分裂病のProzessを絶対的なものと、そのまえでの自らは無力なものと感じていた(薬物療法の定着はこの感じをうちやぶっていったのであるが)。同時に、精神病院を病者が一生くらしでいける楽園に(治療の場ではなく)していこうという考えもでていた。

国・一般社会の態度はどうだったか。職員定数の精神科特例、150%までの超過入員の公認、生活保護法による入院患者日用品費の精神病院のさいの切り下げ、精神衛生実態調査結果報道における“野放し”論、ライシャワ大使刺傷事件のさい新聞座談会ででた“変質者鳥流し”提言などなど。精神障害者は公然と厄介者、三流国民視されていた。

優生保護法は、戦後間もなくの国情から母体保護の名目で人工妊娠中絶を合法化し、さらに優生条項を強化したものである。同法制定の促進、さらに優生手術の実施増進をせまったのは産婦人科医であった。もちろん、精神科医側にも重症精神障害者排除というべき動きはあった。優生手術強制については、のぞましくない素質の減少という狙いととも、生活能力をかく人への上からの慈悲的な眼差しもあった。

いずれにせよ、薬物療法の効果が十分に確認されたのは1960年代後半であったから、同法の優生条項は1970年には廃止されるべきであった。

国民優生法の対象となったのは、少人数にとどまっており、その大部分は精神病患者、精神薄弱者

であった。優生保護法で優生手術の対象となった人について病種別の統計はない。といっても、申請の段階でかかわった大多数は精神科医であったろう。新聞・テレビの取材者の話では、文書に名のでてくる精神科医はみな名をだすことを拒否している。結果として、加担者として顔をだしているのはわたしだけである。1969年の金沢総会以来はげしい批判の姿勢をみせてきた日本精神神経学会が、優生保護法にとりくんだのは1989年、優生条項廃止の数年まえになってであった。日本精神神経学会および精神科医全般の体質もとわれなくてはならない。

(平成31年1月例会)

書 評

グレゴワール・シャマユー (Grégoire Chamayou) 著, 加納由起子 訳 『人体実験の哲学』

医学実験に伴うリスクは、差別的かつ不平等に社会の中で配分されてきた。そのリスクを「社会」に代わって引き受けてきたのは、死刑囚、受刑者、孤児、娼婦、植民地の住民、あるいは瀕死の病人など、卑賤とされてきた人々であった。これまで、医学実験の対象とされてきた遺体や生きた人体の供与システムを医学史と政治思想史の両面から描いた本書は、*Les corps vils: Expérimenter sur les êtres humains aux XVIIIe et XIXe siècles* の (訳者訳「卑しい体—18・19世紀における人体実験」) 全邦訳である。

著者は、1976年、ルルド生まれ、カント哲学者、かつ科学技術の思想家であり、リヨンのエコール・ノルマル・シュベリウール CERPHI に研究員として所属していると紹介されている。

本書は、90頁に及ぶ多くの参考文献に基づき、次のような内容から構成されている。

序章

- 第1章 刑死体
 - 第2章 死刑囚の体
 - 第3章 種痘、あるいは大衆試験
 - 第4章 自己実験
 - 第5章 臨床試験と扶助契約
 - 第6章 治療的試験の権利
 - 第7章 治療的試験の危機と変容
 - 第8章 病理実験
 - 第9章 モルモットと交わされた実験承諾書
 - 第10章 現象世界の実験領域への変貌
 - 第11章 植民地の実験
- 終章

本書は、主にフランス国内の問題を歴史的に扱い、18世紀初頭から1905年までを取り上げている。それは、1720年における種痘の英国への導